

法人名 医療法人 堺整形外科医院

※医療法人整理番号

所在地 福岡市南区向新町一丁目13番43号A

貸 借 対 照 表

(診療所のみを開設する経過措置型医療法人)

(令和 5年 9月 30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	730,689	I 流 動 負 債	382,635
II 固 定 資 産	443,365	II 固 定 負 債	119,530
1 有 形 固 定 資 産	243,551	(うち医療機関債)	
2 無 形 固 定 資 産	565	負 債 合 計	502,165
3 その他の資産	199,249	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)		科 目	金 額
		I 出資金	19,000
		II 積立金	652,889
		III 評価・換算差額等	
		純 資 産 合 計	671,889
資 産 合 計	1,174,054	負債・純資産合計	1,174,054

法人名 医療法人 堺整形外科医院

※医療法人整理番号

所在地 福岡市南区向新町一丁目13番43号A

損 益 計 算 書

(診療所のみを開設する医療法人)

(自 令和 4年 10月 1日 至 令和 5年 9月 30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	1,671,097
2 事業費用	1,588,195
本来業務事業利益	82,902
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	157,429
2 事業費用	149,039
附帯業務事業利益	8,390
事業利益	91,292
II 事業外収益	33,258
III 事業外費用	3,276
経常利益	121,274
IV 特別利益	12,000
V 特別損失	236
税引前当期純利益	133,038
法人税等	40,736
当期純利益	92,302

- (注) 1 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

事業報告書

(自 令和 4 年 10 月 1 日 至 令和 5 年 9 月 30 日)

1 医療法人の概要

(1) 名称	医療法人 堺整形外科医院
--------	--------------

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人☐ 出資額限度法人 ☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地	福岡市南区向新町一丁目13番43号A
-------------	--------------------

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日	平成 16 年 10 月 25 日
-------------	-------------------

(4) 設立登記年月日	平成 16 年 11 月 5 日
-------------	------------------

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	堺 智子	
理 事	二木 利彦	
理 事	秋吉 博文	
理 事	石村 博史	福岡スポーツクリニック管理者
理 事	田代 博之	さかい内科クリニック管理者
理 事	八嶋 康典	堺整形外科スポーツ&糖質制限クリニック管理者
理 事	飯田 哲也	
監 事	山口 芳子	

注) 1 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務(開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。))の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 堺整形外科医院 さかい内科クリニック	401.121.327.1	福岡市南区向新町1丁目13番43号B2階	一般病床 5 床 療養病床 床 〔医療保険 床〕 〔介護保険 床〕
診療所	医療法人 堺整形外科医院 福岡スポーツクリニック	401.121.342.0	福岡市南区向新町1丁目13番43号A	一般病床 19 床 療養病床 床 〔医療保険 床〕 〔介護保険 床〕
診療所	医療法人 堺整形外科医院 堺整形外科スポーツ& 糖質制限クリニック	401.102.390.2	福岡市西区西都2丁目4番8号	一般病床 床 療養病床 床 〔医療保険 床〕 〔介護保険 床〕

注) 1 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

3 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
医療法人 堺整形外科医院 居宅介護支援事業所	福岡市南区向新町1丁目13番43号A	
医療法人 堺整形外科医院 ショートステイ さかいの樹	福岡市南区向新町1丁目14番12号	平成27年11月開設
医療法人 堺整形外科医院 けんこう鍼灸整骨院	福岡市南区向新町1丁目13番43号B1階	平成30年12月開設
医療法人 堺整形外科医院 けんこう整骨院 那珂	福岡市博多区那珂5丁目3番50号ステラSTⅢCD	令和1年11月開設
医療法人 堺整形外科医院 けんこう整骨院 春日	春日市水ヶ丘4丁目1番	令和2年9月開設
医療法人 堺整形外科医院 キッズルーム	福岡市南区向新町1丁目13番8号1階	令和3年3月開設

注) 1 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務(社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考
なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4 年 11 月 26 日	令和3年度決算承認、剰余金処理、役員報酬配分決定
令和 5 年 3 月 3 日	出資持分譲渡について
令和 5 年 7 月 28 日	西区 鍼灸整骨院開設に伴う事業計画承認
令和 5 年 9 月 10 日	理事改選
令和 5 年 9 月 15 月	第20期事業計画及び予算承認 借入金最高限度額承認、役員報酬限度額承認

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に閉鎖(許可を含む)した主要な施設

診療所			一般病床	床
			療養病床	床
			〔医療保険	床〕
			〔介護保険	床〕

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(7) その他

法人名 医療法人 堺整形外科医院
所在地 福岡市南区向新町一丁目13番43号A

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との取引	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員の近親者が代 表者である法人	(株)SAKAI コーポレー ション	福岡市南区 向新町1-14-12	461,653	不動産の管理	不動産の賃貸	家賃の支払	58,135	敷金	37,575
役員の近親者が代 表者である法人	(株)堺医	福岡市南区 向新町1-14-12	1,657,400	不動産の管理	不動産の賃貸	賃借料の支払い	172,711	敷金	71,265

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との取引	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 堺整形外科医院
理事長 堺 智子 殿

私は、医療法人堺整形外科医院の令和4年度(令和4年10月1日から令和5年9月30日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実はありません。

令和5年11月15日
医療法人堺整形外科医院
監事 山口 芳子

